

第4章 基本構想

第1節 遺跡の地区区分（ゾーン区分）とネットワーク

同じ遺跡の中においても場所や所有区分、遺構、保存形態等によって、それぞれ異なる性質や価値を有している。遺跡の整備や活用においてはその性質や価値に合わせた整備・活用を進める必要がある。このため、遺跡の中をゾーン分けし、そのゾーンごとに整備・活用を検討する。

また、遺跡の活用に当たっては、他の文化財や観光施設等と連携することでより効果的に遺跡の普及・啓発活動を行うことができる。ここでは遺跡の地区区分（ゾーン区分）とネットワークの考え方について示す。

1 遺跡の地区区分（ゾーン区分）

川越遺跡の地区区分については基本理念および基本方針に沿った保存、整備・活用策を重点的、集約的に進めるためゾーン区分を設定する。なお、設定に当たっては、整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の3つのゾーンを設定する。

- (1) 史跡指定地ゾーン：史跡の構成要素で所有状況等により整備・活用条件に差がある。
 - (2) 保護対象範囲ゾーン：今後追加指定をする際の対象地域で史跡の遺構や景観を保護することを目的に、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。
 - (3) 史跡周辺ゾーン：「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷

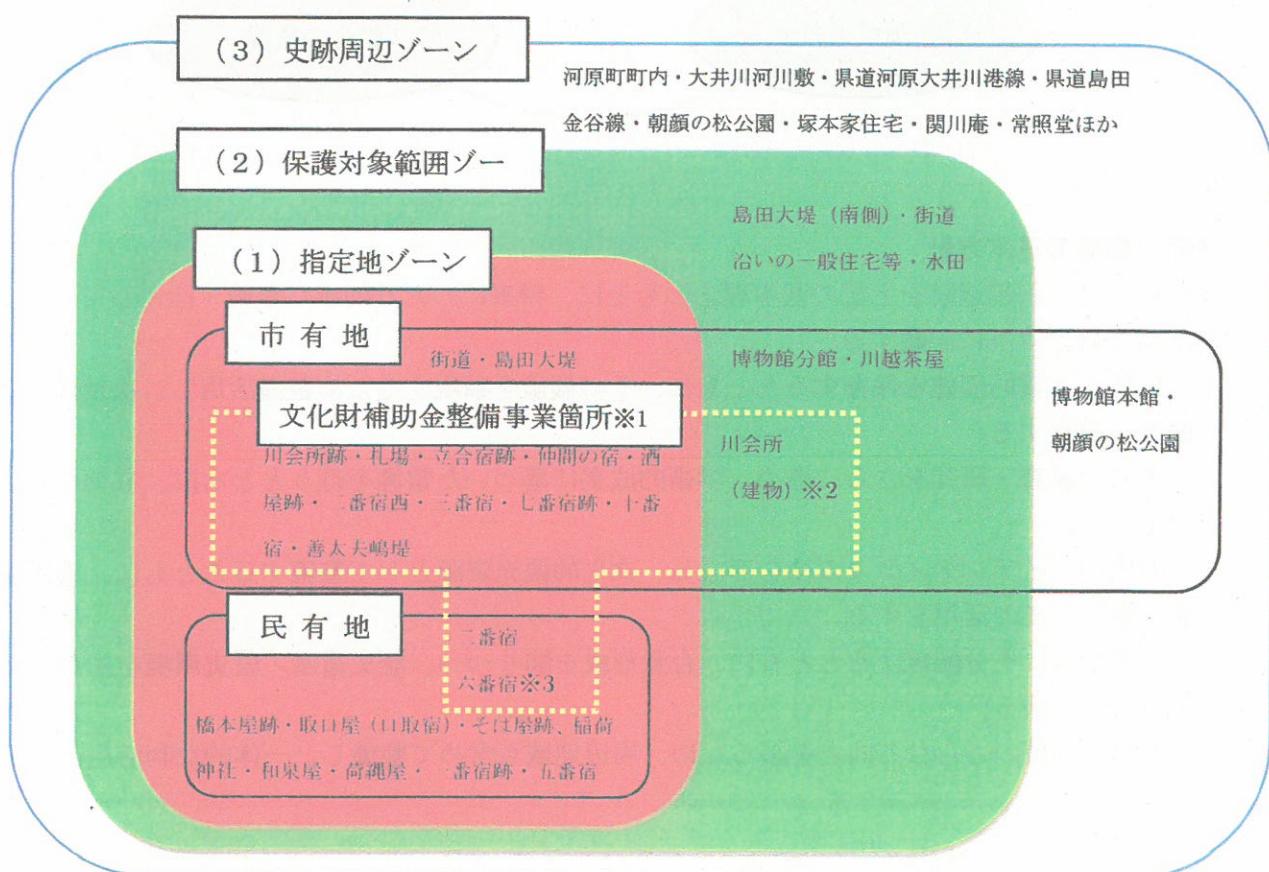


図6 史跡整備ゾーン区分の概念図

- ※1 文化財補助金整備事業箇所…文化庁および静岡県の補助金による整備事業箇所。川越遺跡の保存と学習、啓発を目的とする用途で、基本的に市有地においては営利目的の活動に使用することはできない。
- ※2 川会所（建物）…建物は国庫補助事業で復元整備。土地は指定地ではないが防災目的の国庫補助事業で購入した土地で整備・活用に制限がある。
- ※3 二番宿・六番宿…土地・建物は個人所有で、国庫補助事業にて復元整備した。

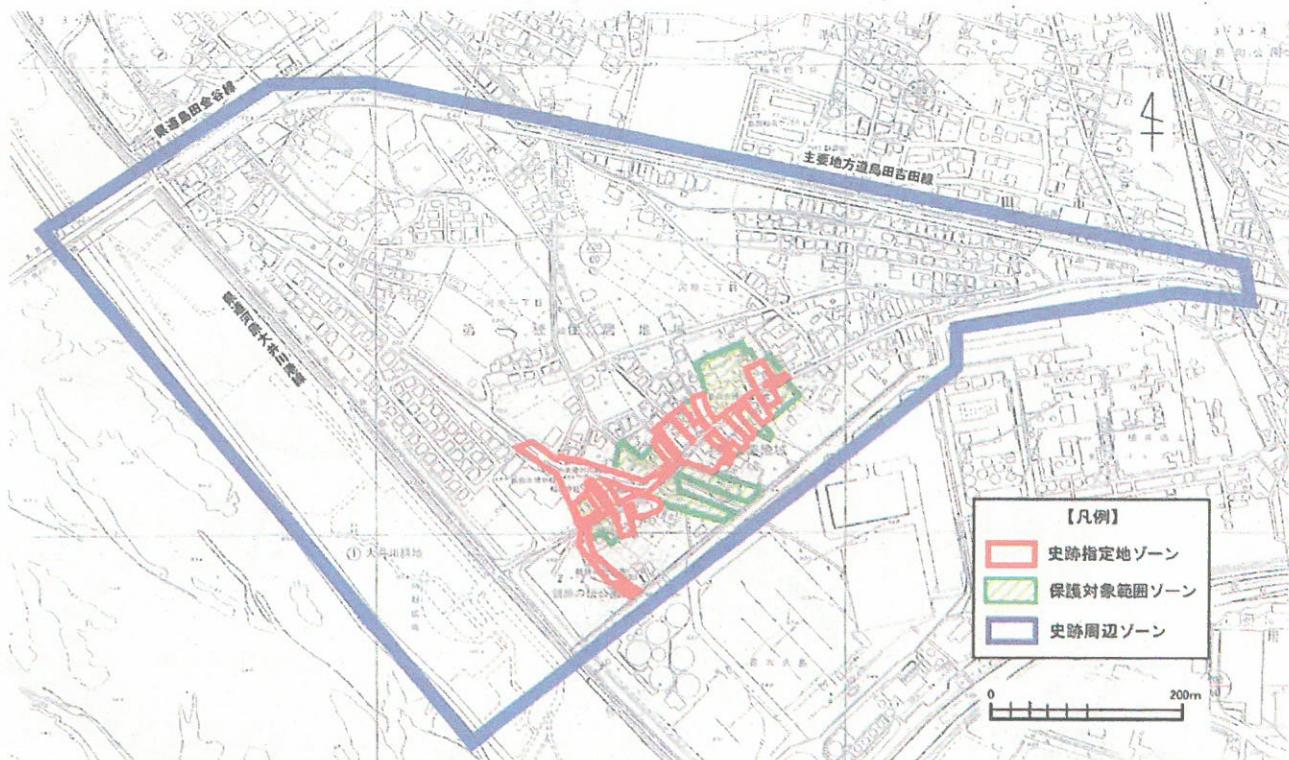


図7 地区区分（ゾーン区分）図（詳細は p 31-32 を参照）

2 ネットワーク

川越遺跡を拠点に、これを活用するため連携すべき資源を結ぶネットワークを形成し、相乗効果を高める。なお、ネットワークに沿って交通体系や案内サイン等のシステムの整備充実を図るものとする。さらに、島田市内の歴史文化資源などを案内するAR※アプリの制作についても検討する。

※AR (Augmented Reality:拡張現実)：人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する技術

(1) 東海道に沿って渡渉制度を体感するネットワーク :

島田宿本陣跡～川越遺跡・島田市博物館～（大井川）～金谷宿本陣跡等をたどる。

(2) 地域の多彩な文化・観光資源を巡り体感するネットワーク :

蓬莱橋～川越遺跡・島田市博物館～ばらの丘公園～（仮称）ふじのくに茶の都ミュージアム～大井川鐵道等を巡る。

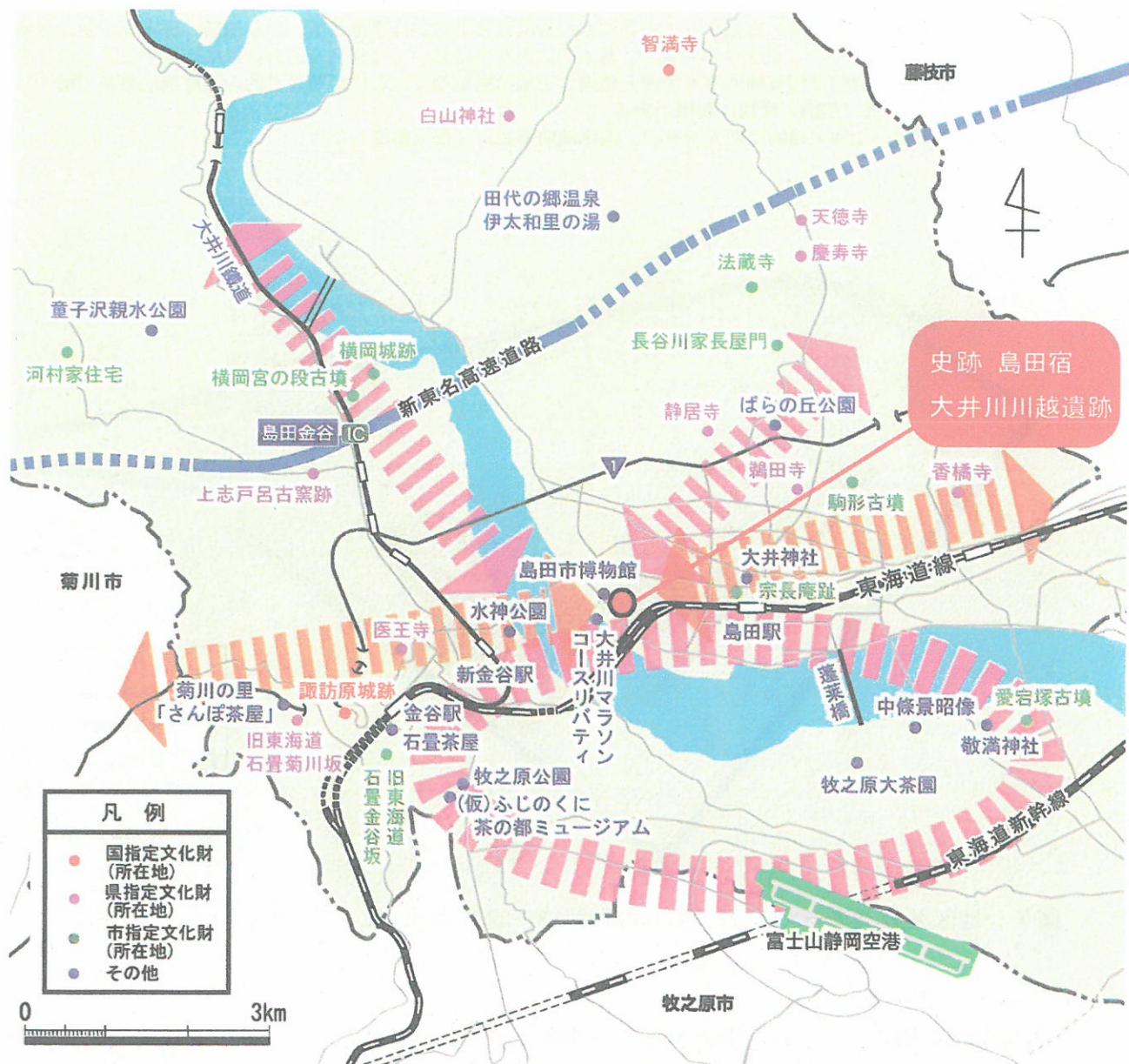


図8 ネットワーク図



蓬萊橋



大井川鐵道

第2節 ゾーン別保存整備構想

ゾーン別の地区概要と保存および整備方針を以下に示す。

1 ゾーン別の地区概要

(1) 史跡指定地ゾーン

史跡の構成要素が存在する指定地であり、現状は約78%が公有地となっている。街道を中心 に川会所跡をはじめ番宿など復元家屋のほか島田大堤や善太夫嶋堤（せぎ跡）がある。指定地 内については遺跡の保護を目的に用途や、所有状況等により現状変更や活用に制限が設けられ ている。

(2) 保護対象範囲ゾーン

遺跡の一体的な保護や景観保護を目的に今後追加指定をする際の対象とする範囲で、このう ち史跡指定地を除いた地域。善太夫嶋堤（せぎ跡）からの三太郎西土橋までの街道に面した未 指定地で、底地の大部分は埋蔵文化財包蔵地となっている。現状は、川会所（建物）や島田市 博物館分館（旧桜井邸）、川越茶屋、道路や堤部分以外は民有地で個人住宅があるほか、ゾー ン内には水田もあり、構造や用途も多岐にわたる。

(3) 史跡周辺ゾーン

西は大井川の河岸から東は街道と主要地方道島田吉田線の分岐点、北は主要地方道島田吉田 線、南は新東海製紙㈱の堀までの地域で、「史跡指定地ゾーン」と「保護対象範囲ゾーン」を 除く河原町全域と西側の大井川河川敷を合わせた範囲。都市計画の用途地域としては第1種居 住地域、準工業地域、都市計画公園で構成され、一般住宅をはじめ工場、農地、道路、河川、 朝顔の松公園、河原町公会堂のほか、島田市博物館（本館）や塚本家住宅、常唱堂、関川庵、 大井川河川敷川越広場などの川越し関連の施設が所在する。

2 ゾーン別の保存整備方針

ゾーン別の保存活用および整備方針を以下に示す。

(1) 史跡指定地ゾーン

今後、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を 図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用したイベント等を行う。

① 遺構の保存整備

ア 川会所建物の移築と展示整備

川会所の建物を川会所跡地へ移築し、ガイダンス施設として展示整備を行う。



川会所

イ 立合宿の復元整備（展示・体験施設化検討）

市内稻荷町にあった旧立合宿の部材を使用し、立合宿を復元整備する。復元した立合宿は、展示・体験施設としての整備を検討する。

ウ 札場（機織）・仲間の宿（権蔵わらじ作り）等の体験施設整備

建物の構造や川越しにおける機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、札場では機織、仲間の宿では権蔵わらじ作り等を体験できる施設として整備を行う。

② 基盤整備

ア 道路の整備

- ・遺跡内の道路整備により、遺跡への侵入車両の速度の抑制策を検討する。

イ 車輌の通行規制

- ・一方通行や時間規制などの通行規制や通行許可制等を検討する。

ウ 側溝落下防止の対策

- ・歴史的な景観を形成する水路ができるだけ水面が見えるよう整備しながら対策を検討する。（まち並みの魅力向上と安全対策）

（資料編：事例1 郡上八幡（岐阜県） 水利施設と一体となった歴史的景観）

③ 植栽・修景整備

ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景（ファサード修景の整備）

- ・街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においても景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。

（資料編：事例2 旧東海道品川宿地区 『ファサード修景など』 良好的な街なみの形成）

イ 景観保護および整備のための補助と規制化

- ・史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進める。
- ・歴史的な景観保護のため規制化を検討する。
- ・史跡のまちなみ保存整備事業補助金の活用を促し、景観の保護・整備を推進する。

④ 施設整備

ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置

- ・並木敷跡に表示看板の設置や、善太夫嶋堤（せぎ跡）の使用方法の図示など見学者が理解しやすい看板表示を行う。
- ・点字や多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う。

イ 遺跡のAR説明システム導入の検討

現地で往時の雰囲気を体感できるようバーチャルリアリティを活用した説明システムの整備を検討する。なお、説明システムは、スマートフォンやタブレット端末を使いAR（拡張現実）やVR※1（仮想現実）、GPS※2（全地球測位システム）など情報技術を用いた疑似体験システムの導入を検討する。

（資料編：事例3 姫路城AR 姫路城大発見アプリ『解説映像などが映る』）

※1 VR (Virtual Reality 仮想現実) : コンピュータによって作られた仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できる技術

※2 GPS (Global Positioning System 全地球測位システム) : 人工衛星の電波を利用して、現在位置を正確に割り出すシステム

(2) 保護対象範囲ゾーン

国の指定史跡として追加指定する際の対象地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

① 遺構の保存整備

ア 川会所建物の移築

川会所建物を現在ある場所から、川会所跡への移築を目指す。

② 基盤整備

ア 道路・駐車場の整備

- ・川会所建物の移築後、駐車場整備を検討（文化庁と要協議）
- ・一方通行や時間規制などの交通規制や通行許可制等を検討する。
- ・博物館分館東側に駐車場を整備



博物館分館東側駐車場予定地

③ 植栽・修景整備

ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景整備（ファサード修景の整備）

街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においても、必要に応じて整備を行い、川越遺跡と調和するような外観を形成するとともに住民のプライバシーの保護を図る。

イ 景観保護および整備のための補助と規制化

- ・史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進める。
- ・歴史的な景観保護のため規制化を検討する。
- ・史跡のまちなみ保存整備事業補助金の活用を促し、景観の保護・整備を推進する。

ウ 水田の保護

遺跡周辺はかつて水田に囲まれており、川越し場集落の景観や環境を形成していた。現在残っている場所は所有者の協力を得ながら歴史的景観の保護を図る。

④ 施設整備

ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置

- ・島田市博物館分館の川越しに関する役割や位置付け、来訪者へのアプローチの仕方について再検討し、バリアフリーの分かりやすいサイン整備を行っていく。

イ 島田市博物館分館の国の有形文化財登録の検討

- ・歴史的建造物として島田市博物館分館（旧桜井邸）の文化財的な価値を顧かにし、国の有形文化財登録を検討する。



島田市博物館分館

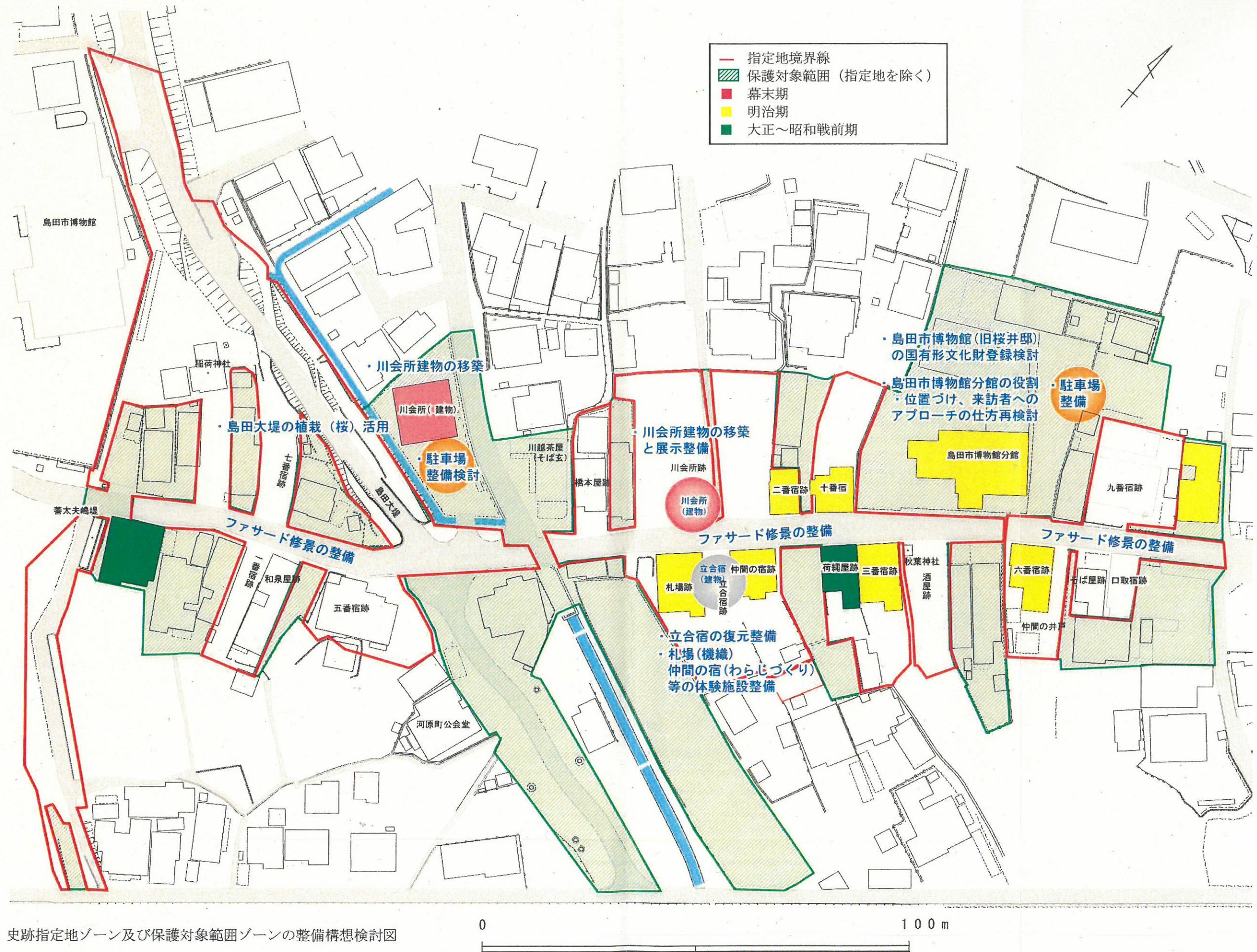


図9 史跡指定地ゾーン及び保護対象範囲ゾーンの整備構想検討図

(3) 史跡周辺ゾーン

島田市博物館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含め一体的に保全と整備を行う。

① 遺構の保存整備

ア 塚本家住宅の保存・活用の検討

所有者の理解と協力を得ながら、土地・建物の保存および活用を検討する。

イ 関川庵・常照堂・あさがお堂・文学碑等の保全

所有者や地域住民の理解と協力を得ながら保全に努める。

② 基盤整備

街道への侵入車両を極力減らして見学者の安全を確保するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、迂回路として周辺道路の拡幅や駐車場整備のほか、交通規制を検討する。

ア 道路・駐車場の整備

・新東海製紙㈱沿いの道路整備

・川越遺跡北側の道路整備

・南北道路の拡幅整備（水路に蓋をする）。

・川越街道への侵入車両を極力減らすための駐車場の整備を検討する。

・県道河原大井川港線大井川橋南の道路拡幅と歩道の設置を要望する。

イ 車両の通行規制・抑制の検討

・一方通行や時間規制などの通行規制や通行許可制等を検討する。

③ 植栽・修景整備

ア 街道からの歴史的景観保護のための修景整備（ファサード修景の整備）

遺跡東方の街道から可視できる場所の修景整備を行って、川越遺跡と調和するような景観形成を図る。

イ 景観保護のための助成と規制化の検討

史跡への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観の誘導

ウ 入り口にふさわしい修景・サイン整備

（広域的に適切な誘導・案内、遺跡とその周辺の解説と案内）

・主要地方道島田・吉田線の分岐点からのカラー舗装などを検討する。

・県道島田・金谷線（大井川橋）と県道河原・大井川港線の交差点のサイン整備

・指定地の東側入口の修景・サイン整備（指定地の明確化）



川越街道入口



川越遺跡入口

④ 施設整備

ア 説明板の新設や既存看板の改修

川越遺跡の特徴や価値を伝達し、その理解を深めるため、川越遺跡周辺に説明看板を新設するとともに、経年劣化した既存看板の改修を行う。

イ 島田市博物館の常設展示等のリニューアルを検討

サイトミュージアム（史跡博物館）として、史跡への理解や関心を高めるため、常設展示のリニューアル化などを検討する。

ウ 朝顔の松公園のトイレの外観整備を検討する。

エ 大井川河川敷に物販施設の設置や連台のレプリカ展示などの整備を検討する（かわまちづくり事業との連携模索）。

オ 案内標示板等の設置

公共交通機関の拠点および主要交差点から川越遺跡までを誘導する案内標示板等の設置を検討する。

カ 川越し体験施設の整備の検討



島田市博物館常設展示



図 10 史跡周辺ゾーンの整備構想検討図